山辺町告示第117号

山辺町人事行政の運営等の状況

山辺町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年12月19日条例第20号) 第4条の規定に基づき、山辺町の人事行政の運営等の状況について、その概要を公表します。

平成27年11月20日

山辺町長 遠 藤 直 幸

1 任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)(単位:人)

4	PD 88	職貞	員数	1英沙子	→ ₹/1開連+4田 +4
Ė	部 門	平成 27 年度	平成 26 年度	増減	主な増減理由
	議会	2	2		
	総務	32	31	1	庶務事業の充実に伴う増
	税務	10	10		
— 般	民生	16	15	1	福祉事業の充実に伴う増
般行政部門	衛生	7	7		
部門	農林水産	9	9		
	商工	2	2		
	土木	11	11		
	小計	89	88	2	
	教育	22	24	$\triangle 2$	学校建設事業等の見直しに伴う減
公営・	下水道	3	3		
公営企業等部門	その他	9	10	Δ1	簡易水道事業の見直しに伴う 減
	小計	12	13	Δ1	
î	금 計	123	124	Δ1	

※ 職員数には H26 は教育長を含むが、山形広域環境事務組合派遣職員は除き、H27 は教育長及び山形広域環境事務組合派遣職員を除きます。

(2) 採用者数(単位:人)

	平成 27 年度	平成 26 年度
行政	6	7
保健師		2
土木	1	
管理栄養士	1	

※ いずれも初級です。

(3) 退職者数(単位:人)

区分	平成 26 年度中				平成 25 年度中			
	定年	勧奨	その他	小計	定年	勧奨	その他	小計
一般行政職	5	1	1	7	6	1		7
技能労務職			1	1	1			1
合 計	5	1	2	8	7	1		8

※ その他には自己都合退職などを含みます。

(4)職員採用試験の実施状況(平成26年度中。単位:人)

試験区分	申込者数	1 次試験受験者数	1次試験合格者	最終合格者
一般行政	69	59	12	5
土木	3	2	2	2
管理栄養士	17	16	2	1

※ いずれも初級です。

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(平成26年度普通会計決算。単位:千円)

住民基本台帳人口 (平成 27 年 3 月末)	歳出額 (A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	平成 24 年度の 人件費率
14,817 人	7, 522, 238	267, 558	912, 145	12. 1%	16.0%

※ 人件費には特別職に支給する給与、報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (平成27年度普通会計予算。単位:千円)

職員数		給与	職員1人当たりの人件費		
	給料	期末勤勉手当	その他手当	計	「「「「「」」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」
120 人	454, 412	164, 601	79, 076	698, 089	5, 817

[※] その他手当には退職手当は含まれません。

(3)職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在。単位:円)

		玉	山辺町		
区分	初任	給	採用2年経過日 の給料月額	初任給	採用2年経過日 の給料月額
カロノニマムガケ	大学卒(Ⅱ種)	172, 200	185, 800	172, 200	185, 800
一般行政職	高校卒(Ⅲ種)	140, 100	149, 800	140, 100	149, 800
++	高校卒	_	_	137, 300	146, 800
技能労務職	中学卒	-	-	132, 900	141, 600

(4)職員の平均給料月額及び平均年齢(平成27年4月1日現在。単位:円、歳)

区分	一般行政職			技能労務職		
丛 刀	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山辺町	318, 200	370, 800	41. 3	321, 700	354, 300	43.8
围	335, 000	_	43. 5	287, 992	_	50.1

[※] 給与には給料のほか、扶養手当、通勤手当などの各種手当を含みます。

(5) 一般行政職の級別職員数状況(各年度4月1日現在。単位:人、%)

区分	標準的な職務	平成 27 年度			平成 26 年度		
	宗平りな戦功	職員数	構成比	職員数	構成比		
1級	主事	19	22.6	16	19.0		
2級	主任	5	6.0	4	4.8		
3 級	主査	16	19. 1	15	17. 9		
4 級	係長・副主幹	29	34. 5	30	35. 7		
5 級	主幹	7	8.3	11	13. 1		
6 級	課長・事務局長	8	9.5	8	9. 5		
合 計		84	100.0	84	100.0		

(6)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在。単位:円)

	- n		経験年数				
区分		10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満			
一般行政職	大学卒	279, 700	341, 200	367, 600			
一加又1丁以和	高校卒	237, 000	291, 200	351, 200			
技能労務職 高校卒		-	294, 600	335, 900			

(7)職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(平成26年度)

豆 八		山辺町		国		
区分	6月期	12 月期	計	6月期	12 月期	計
期末手当	1.25月分	1.35月分	2.60月分	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.70月分	0.65月分	1.35月分	0.675月分	0.825月分	1.5月分
加算措置	職制上の段隊 措置 ・役職加算・	皆、職務の級等 6~15%	・ 学による加算	措置 • 役職加算	皆、職務の級等 5~20% 算 10~25%	による加算
1 人あたり 平均支給額		1,372 千円			-	

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

区分		山边	立町	[Ē
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
	勤続 20 年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
支給率	勤続 25 年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
率	勤続 35 年 47.50 月		59.28月分	47.50月分	59.28月分
	最高限度	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他	2の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職 (2~20%加算)	
退職時特別昇給		50歳以上59歳以下で勧奨の場 合 最大4号給		な	l
1人当たり平均支給額		18, 382 千円		_	-

^{※ 1}人当たり平均支給額は平成26年度に退職した全職員の平均額です。

ウ 時間外勤務手当(単位:千円)

区 分	平成 26 年度	平成 25 年度	
支給総額	43, 925	35, 660	
職員1人当たり支給年額	389	318	

エ 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況(平成27年4月1日現在)

区分	山辺町	国
扶養手当	 ・配偶者 月額 13,000 円 ・配偶者以外 1 人につき月額 6,500 円(配偶者がいない場合 1 人目 11,000 円) ・満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき月額 5,000円加算) 	・配偶者 月額 13,000円 ・配偶者以外 1人につき月額 6,500円(配偶者がいない場合 1人目 11,000円) ・満 16歳の年度初めから満 22歳の年度末までの子 1人につき月額 5,000円加算)
住居手当	・貸家 限度額 月額 27,000 円	・貸家 限度額 月額27,000円
通勤手当	・交通機関利用 月額 55,000 円 (限度額)・交通用具使用 月額 25,400 円 (限度額)	・交通機関利用 月額 55,000 円(限度額)・交通用具使用 月額 24,500 円(限度額)

(8) ラスパイレス指数の状況

区分	平成 26 年度	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度
山辺町	98. 2	105. 6 (97. 5)	107. 2 (99. 0)	99. 6	98. 3
山形県	100.6	108. 8 (100. 5)	108. 7 (100. 5)	100.0	100. 1

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与 水準を示す指数をいいます。 () 内は国の削減措置がなかった場合の参考値です。

(9)特別職の報酬等の状況(平成27年4月1日現在)

区	分	給料等月額	期末手当	退職手当
給料	町長 副町長	820, 000 円 635, 000 円	給料月額に 40%を加算し、	給料月額×在職月数×0.567 給料月額×在職月数×0.331
報酬	議長 副議長 議員	310,000 円 255,000 円 240,000 円	6月期 1.45月分 12月期 1.50月分	なし

※ 特例条例により、平成17年度から町長20%、副町長10%を上記の給料等月額より控除 した額を支給しております。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況(平成27年4月1日現在)

(1) 勤務時間の状況

1週間の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
38 時間 45 分	午前8時30分	午後 5 時 15 分	午後 0 時~1 時	なし

(2) 休暇制度の状況

ア 年次有給休暇

1年につき20日付与(未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能)

イ 病気休暇(有給)

承認基準	取得可能期間
公務上又は通勤時の負傷又は疾病	必要と認められる期間
結核性疾患	1年以内で必要と認められる期間
高血圧病、悪性新生物による疾病、精神及び神経にかかる疾病等で任命権者が特に 認めるもの	180 日以内で必要と認められる期間
上記以外の負傷又は疾病	90 日以内で必要と認められる期間
病気休暇・休職からの復職後も通常勤務が 困難な場合	60 日以内で必要と認められる期間中 1 日につき必要と認められる時間

ウ 特別休暇 (有給)

承認基準	取得可能期間
公民としての権利を行使	必要と認められる期間
証人、参考人等としての裁判所等への出頭	必要と認められる期間
骨髄移植ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	7日の範囲内の期間
	産前8週間(多胎妊娠は14週間)
女性職員の出産	産後8週間(産前6週に満たない場合は10
	週を超えない範囲で繰越可能)
生後1歳に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の時間
女性職員の生理	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための	 必要と認められる時間
休息又は捕食	必安へ認められる時間
母子保健法に規定する保健指導・健康診査	必要と認められる時間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための	勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通
通勤緩和	じて1時間以内の時間
妻の出産	2日の範囲内
出産に伴う子の養育	産前産後休暇期間中5日の範囲内の期間
小学校就学前の子の看護休暇	一の年において5日の範囲内の期間
親族が死亡した場合	続柄に応じ1日から10日の範囲内の期間
家族の追悼のための特別な行事	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7月から9月の期間内で5日の範囲内の期間
感染症発生による交通しゃ断など	必要と認められる期間
災害による住居滅失・損壊	15 日の範囲内の期間
災害・交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
災害時において、退勤途上における身体の危 険を回避する場合	必要と認められる期間

エ 介護休暇 (無給)

配偶者、父母等を2週間以上にわたり介護を要する場合、連続する6月の期間内に おいて必要と認められる期間休暇を取得

(3) 休業制度の状況

区分	承認基準	取得可能期間
育児休業	3 歳に満たない子を養育する場 合 (無給)	養育する子が3歳に達する日までの期間
育児短時間勤務	小学校就学前の子を養育する場 合 (無給)	いくつかある勤務形態から選択し、週 40時間より短い時間を勤務する
育児部分休業	小学校就学前の子を養育する場 合 (無給)	養育する子が小学校に修学する日までの期間で、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間以内の時間
修学部分休業	公務に関する能力向上のための 大学その他教育施設における修 学 (無給)	2年を超えない範囲内で1週間を通じて 20時間を越えない範囲内の時間
自己啓発等休業	公務に関する能力向上のための 大学等課程の履修、国際貢献活動 (無給)	大学課程履修 2年 国際貢献活動 3年

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(平成26年度)

区分	降給	降任	休職	免職
処分者数	0人	0人	0人	0 人

※ 分限処分とは、公務能率の維持向上を目的として、本人の意に反し、その身分に不利益な変動をもたらす処分です。

(2) 懲戒処分の状況 (平成26年度)

区分	戒告	減給	停職	免職
処分者数	3 人	6人	0 人	0 人

※ 懲戒処分とは、公務の規律と秩序を維持することを目的として、職員の一定の義務違 反に対してその責任を追及して行う行政上の不利益処分です。

5 服務の状況

(1) 職務専念義務免除

職員は、地方公務員法の規定により、法律又は条令に特別の定めがある場合を除き、 その勤務時間中において、職務に専念する義務があります。職務に専念する義務を免除 される例として次のような場合があります。

- ・研修を受ける場合
- ・他の地方公共団体等からの委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合
- ・職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験、その他の試験を受ける場合

(2) 営利企業への専従許可

職員は、地方公務委員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の 役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得てい かなる事業若しくは事務にも従事してはならないことになっています。

6 研修の状況 (平成26年度)

区分	主な研修内容	実施研修数	受講者数
派遣研修	研修機関派遣	29 件	75 人

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の状況 (平成26年度)

ア 保健事業(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
共済総合健診	基本健診(全員)、胃がん検診(希望者)、大腸がん検診(希望者)、肺がん検診(希望者)、前立線がん検診(希望者)、C型肝炎検診(希望者)	町
婦人科検診	女性の希望者	互助会
選択健診	退職前人間ドック助成、歯周病検診助成、配偶者健診助成	共済組合
(希望者のみ)	一般人間ドック助成、脳ドック助成	互助会
メンタルヘルス	相談医電話相談、リフレッシュセミナー、こころの 健康相談	共済組合
健康増進	健康教室、ヘルスアップセミナー	共済組合
その他	介護セミナー	互助会

[※] 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは一般社団法人山形県市町村職 員互助会をいいます。

イ 給付事業 (主なもの)

事項	共済組合(法定給付以外)	互助会	町
傷病のとき	一部負担金払戻金	一部負担金補助金	_
死亡のとき	埋葬料付加金	弔慰金	弔慰金
結婚したとき	_	結婚祝金	-
妊娠したとき	出産費付加金	妊産婦検診費用助成金	_

ウ 貸付事業 (平成26年4月1日現在)

貸付の種類		最高限度額	貸付利率	実施主体
	住宅貸付	1,800 万円	2.66%	
	在宅介護時対応住宅貸付	300 万円	2.40%	
普通貸付		200 万円	2.66%	共済組合
特別貸付		200 万円	2. 66%	

[※] 特別貸付とは、結婚や入学等特定の事由について行われる貸付です。

(2) 公務災害・通勤災害の状況 (平成26年度)

区分	認定件数		
区分	負傷	疾病	合計
公務災害	1 件	0 件	1 件
通勤災害	0 件	0 件	0 件
合 計	0 件	0 件	0件

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定により、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行います。

平成25年度において、該当事案はありません。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定により、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって不当な取扱いを是正するための支持を行います。

平成25年度において、該当事案はありません。